

賃貸借 宅建 H28-07-イ <<#853>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBから賃借する甲建物に、運送会社Cに雇用されているDが居眠り運転するトラックが突っ込んで甲建物の一部が損壊して使用及び収益をすることができなくなった。Aは、甲建物の残りの部分だけでは賃借した目的を達することができない場合、Bとの賃貸借契約を解除することができる。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 賃借物の一部滅失等による契約の解除【★基礎必須】

2 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。（民法611条2項）

※ たとえ賃借人に帰責事由がある場合でも、解除することができる